平成２９年（フ）第８０１号
愛知県あま市坂牧阿原151番地１　サンハイツ坂牧302号
債務者　杉野クリストフェールこと　ＣＡＳＴ　ＩＬＬＯ　ＣＨＲＩＳＴＯＰＨＥＲ
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８０３号
名古屋市熱田区千年１丁目22番24号　ドール神宮南516号
債務者　羽場　丈人
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１５号
神奈川県秦野市南が丘２丁目２番地13―103
債務者　髙石　　愛（旧姓小野寺）
１　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３２９号
神奈川県小田原市南町３丁目10番14号
債務者　上倉　利夫
１　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３３０号
神奈川県小田原市南町３丁目10番14号
債務者　上倉　淳子
１　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３３２号
神奈川県伊勢原市上粕屋419番地の２　ファミール205号
債務者　鈴木　裕也
１　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４９号
千葉県松戸市松戸1401番地の10
債務者　永良　浩子（旧姓富田）
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１６４号
沖縄県那覇市松尾２丁目19番32号　開南ＪＴビル301
債務者　林田　伸一
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第５４号
山形県南陽市郡山1058番地の５　Ｄ２ハイツあかゆ201号室
債務者　山口　勝幸
１　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第６５４号
さいたま市岩槻区大字南平野876番地１　八幡ハイツ102
債務者　田島　夏男
１　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７０５号
埼玉県蕨市中央２丁目26番１号　中央２丁目住宅306号
債務者　大田　雅一
１　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３２１号
埼玉県八潮市大字伊草473番地
債務者　長谷川康和
１　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
千葉県市原市五井西３丁目11番地22
債務者　金原　幸子
１　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５８８号
千葉県市原市大厩990番地　メイプルＡ101号
債務者　菅野　清美
１　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５９７号
千葉県浦安市猫実１丁目７番15―405号　パークグレイスＡ棟
債務者　木村　直人
１　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６６７号
千葉市中央区道場北１丁目12番４号　ノース道場102号
債務者　林　　唯男
１　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０６号
千葉県佐倉市上志津1789番地３　ハーモニー志津Ｃ202
債務者　大木　美奈（旧姓石渡）
１　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部